

教育相談事業報告

(1) 特殊教育のナショナルセンターとして担うべき個別の教育相談の実施

① 従来の個別教育相談実施事例の地元相談機関等への移行等について

【平成18年度実績】

○平成17年度末における個別の教育相談件数は206件であり、このうち、平成18年度中に終了もしくは、他機関に紹介等した事例は、165件（80.1%）であった。また、相談が終了もしくは完了していないものについては、平成19年度以降引き続き、地元の教育相談実施機関との連携を図り、引き継ぎ等を進める予定。なお、平成18年度の個別教育相談の対応の内訳は、以下のとおりである。

	主訴解決	他機関紹介	経過観察終了	その他	小計	未決	総計
件数	87	37	35	6	165	41	206
%	42.2	18.0	17.0	3.0	80.1	19.9	100.0

注)「経過観察終了」とは、担当者の異動に伴って教育相談の終了を保護者が望んできたもの、「その他」とは、相談者死亡、家庭内の事情で相談が終了したもの等である。

② 限定した教育相談の実施について

【平成18年度実績】

○18年度計画で限定して実施することとした3つの教育相談の内容を次のとおり定義した。

イ 臨床的研究のフィールドとして必要な教育相談

研究者が障害のある子どもや保護者、教師等と相談活動の中から、萌芽的研究の具体的情報や課題別研究等研究と関連する情報を得るため、又は、研究者自身が関心事項の具体的な情報を得て新たな研究課題を発見するために行う教育相談。

ロ 発生頻度の低い障害等の各都道府県等では対応が困難な事例に関する教育相談

発生頻度が低く、各都道府県等では担当者の専門性や担当者の数、設備等の理由から、相談活動を進めることが困難なもので、各機関から依頼状を添えて申し込んできた教育相談。

ハ 国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談
海外の日本人学校等で学ぶ子どもや保護者、日本人学校教師からの要請で実施する教育相談やこれから海外に赴任する家族からの教育相談。(平成18年度から夏期集中教育相談週間を企画し、夏期休業中に一時帰国する保護者や本人、日本人学校教員を対象に来所による教育相談を実施。)

○上記3つの内容について、来所により行った教育相談は以下のとおりである。

	イ 臨床研究	ロ 低発生等困難	ハ 国外	計
相談件数	29	51	12	92
延回数	268	72	14	354

注)「ハ 国外の内訳」は、アメリカ(3)、ドイツ(1)、ポーランド(1)、中国(6)、韓国(3)。

○なお、国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談については、来所による相談のほか、17か国延べ96件の電子メール等による相談があった。

○また、日本人学校のネットワーク構築を目指す試みとして、相互情報交換のための協議会「ICTを活用した日本人学校の特別支援教育協議会」を開催した。

③ 教育相談実施にあたっての保護者等からの評価について

【平成18年度実績】

○来所した保護者等の満足度：全ての項目において、97%以上のプラス評価であった。(プラス評価とは「とても良かった」「わりと良かった」の合計、又は「期待通りだった」「ほぼ期待通りだった」の合計を指す)

今日、教育相談に来られて良かったですか？

とても良かった	わりと良かった	あまり良くなかった	まったく良くなかった	無回答
78.2%	20.4%	0%	0%	1.4%

相談担当者の対応(言葉づかいや態度など)はいかがでしたか？

とても良かった	わりと良かった	あまり良くなかった	まったく良くなかった	無回答
82.8%	16.1%	0%	0%	1.1%

あなたが期待していたような教育相談が受けられましたか？

期待通りだった	ほぼ期待通りだった	やや期待はずれだった	期待はずれだった	無回答
66.3%	31.2%	0%	0%	2.5%

研究所の施設・設備（待合室、プレイルーム、検査室、トイレ等）はいかがでしたか？

とても良かった	わりと良かった	あまり良くなかった	まったく良くなかった	無回答
71.2%	27.5%	0.2%	0%	1.1%

(2) 各都道府県等における教育相談機能の質的向上に対する支援についての活動

【平成18年度実績】

○教育相談実施機関の自己解決力の向上の推進については以下のとおり実施した。

イ 環境全般に渡る総合的なアセスメントや教育相談に関するコンサルテーションの実施体制の構築に資するよう、各地で行われているコンサルテーションの実践を収集し、その内容を整理・分析したケースブックを作成するとともに、特別支援教育コーディネーター等がコンサ

【より良いコンサルテーションを行うために】(試案)

このアンケートは、教育相談事業の改善・充実のための資料とさせていただくためのものです。趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いします。

機関名		記入者氏名	
実施機関	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (回実施)		
参加者	延べ 名 (役職)		

I. 問題状況を整理するために今回のコンサルテーションは役に立ちましたか。

- (1) とても役立った
- (2) 役立った
- (3) どちらかといえば役立たなかった
- (4) 役立たなかった

II. 問題解決の方向性（見通し）を明らかにするために役に立ちましたか

- (1) とても役立った
- (2) 役立った
- (3) どちらかといえば役立たなかった
- (4) 役立たなかった

III. 問題解決のための具体的な示唆（助言）等は役に立ちましたか。

- (1) とても役立った
- (2) 役立った
- (3) どちらかといえば役立たなかった
- (4) 役立たなかった

IV. コンサルテーションを受ける前後の状況について、10段階評価でお答えください。

受ける前の状況：課題が多い 10・9・8・7・6・5・4・3・2・1 課題が少ない

受けた後の状況：課題が多い 10・9・8・7・6・5・4・3・2・1 課題が少ない

V. コンサルテーションの過程でお気づきの点があれば、お書きください。

VI. 研究所で実施するコンサルテーションに関してご希望やご要望があれば、お書きください。

ルタントとして、コンサルテーションを実施する際の課題や必要な素養・知識・情報等を整理したガイドブックを作成した。ガイドブックは二部構成とし、第一部は、学校コンサルテーションの流れについて、具体的な形で示し、その中で基本的に押さえておかなければならないこと、知っておかなければならない情報等を記載した。第二部は、「コンサルテーション」を進める際の配慮事項やケース検討会議や協議の進め方、コンサルテーション実施上の課題等についてさらに詳しく理論的に解説して、コンサルテーション理論を提案した。

ロ イのアセスメントやコンサルテーションを評価するための有用度アンケートについて、評価の視点を検討・整理し、その内容を決定するため、教育相談部に検討会を設け、以下のとおり、アンケートの試案を作成した。

(3) 各都道府県等における教育相談機能等の質の向上に貢献についての活動

イ 次のとおり、教育相談やコンサルテーション事例等を蓄積したデータベース構築のための準備を進める。

- a 教育現場等のニーズを調査
- b データベース作成上の課題整理（個人情報の保護を含む）
- c データベース構築に係る協議会の開催
- d 教育現場等で活用しやすいデータベース構築のためのシステム設計

ロ 教育相談に係るマニュアル又はガイドブック等を作成し、教育現場等に提供する。

ハ 教育相談年報第27号を刊行する

【平成18年度実績】

○教育相談やコンサルテーション事例等を蓄積したデータベース構築のため、以下の準備を進めた。

- a 教育現場等のニーズを調査
 - 全国特殊教育センター協議会加盟機関56機関を対象とし、①教育相談を実施する上での苦慮していること、②本研究所の教育相談・相談機関支援に期待すること、③個人情報保護法との関係で配慮している点等についてアンケート調査を実施した。主な回答は、以下のとおりである。

(①関連)

- ・相談に訪れる様々な障害種の子どもたち全ての障害種を網羅できるだけの人的な配置（人件費の確保）が無い
- ・障害に関する専門的知識だけでなく、教育相談に関

する知識や技術にも不安がある

(②関連)

- ・教育相談に関する知識や技術、教育相談事例の実際、教育相談の進め方等の研修

(③関連)

- ・「保護者の了解・確認」「保護者を通して情報のやりとりを行う」等の保護者を絡めて情報を扱う
- ・相談記録の保管について制限を設けている

b データベース作成上の課題整理（個人情報の保護を含む）

データベース構築に係る協議会を平成19年2月に開催し、以下の課題を整理した。

- ・教育相談事例などを情報共有できるメリットの明確化
- ・これまでデータベース化が進んでこなかった要因の整理
- ・守秘義務や個人情報保護に配慮したデータベース構築方法の整理

c データベース構築に係る協議会の開催

研究所内にデータベース構築推進班を設置し、平成19年2月に以下の機関の参加を得て、ニーズ調査や課題点の整理、データベース構築推進班の提案したシステム設計について協議した。

- ・北海道特殊教育センター
- ・青森県立八戸第二養護学校
- ・宮城県特殊教育センター
- ・神奈川県立総合教育センター
- ・富山県総合教育センター
- ・兵庫県立障害児教育センター
- ・愛媛県総合教育センター
- ・北九州市立養護教育センター
- ・佐賀県立伊万里養護学校
- ・横浜市養護教育総合センター
- ・愛知県立三好養護学校
- ・鹿児島県立串木野養護学校

d 教育現場等で活用しやすいデータベース構築のためのシステム設計

平成18年度については、教育現場等で活用しやすく、また、作成しやすいシステム設計について検討した。具体的には、データベースソフトを活用しながら、簡単な手続きで作成され、インターネット上で情報交換できるものについて検討した。また、データベース構築に係る協議会において、それぞれの機関で実践したコンサルテーション事例について、この協議会メン

バーのみが見ることのできるシステムを構築し、個人情報の問題や作りやすさ、活用のしやすさ、データの蓄積の可能性等について検討した。

○イの研究成果として、学校コンサルテーションの概念や進め方等について教育現場等に提供し、特別支援学校等のセンター的機能をより推進させることを目的として、以下の冊子を取りまとめた。

- ・「学校コンサルテーションを進めるためのガイドブックーコンサルタント必携」
- ・「学校コンサルテーション ケースブックー実践事例から学ぶ」

○教育相談部が行っている教育相談活動の年度報告及び障害にある子どもに関する教育相談を巡る論考などを集録した教育相談年報第27号を平成18年6月に刊行した。

教育相談研究報告

教育相談部では、大きく調査研究、共同研究、課題別研究の3つに取り組んできた。その概要をここに報告する。

イ. 課題別研究：「地域の支援をすすめる教育相談の在り方に関する実際研究－コンサルテーション手法及びアセスメント方法を中心に－」

1) 研究期間と研究体制

研究期間は平成18年度1年間である。研究体制は、所内研究分担者を教育相談部、企画部、教育支援研究部、教育研修情報部から総勢14名で構成し、研究協力機関として、北海道立特殊教育センター、青森県立八戸第二養護学校、宮城県特殊教育センター、神奈川県立総合教育センター、富山県総合教育センター、兵庫県立障害児教育センター、愛媛県総合教育センター、北九州市立養護教育センター、佐賀県立伊万里養護学校の9機関（7教育センター、2養護学校）及び研究パートナー校として、横浜市養護教育総合センター、愛知県立三好養護学校、鹿児島県立申木野養護学校の3機関で研究を行った。

2) 研究の趣旨と目的

新たな中期目標・中期計画として、教育相談部では、ナショナルセンターとして担うべき教育相談活動の一つに「各都道府県等における教育相談機能の質的向上に対する支援」をあげている。具体的な内容は、教育相談実施機関の自己解決能力の向上を推進することであり、その中で教育等環境全般に関する総合的なアセスメント方法の開発や教育相談に関するコンサルテーション手法を開発することとしている。本研究の趣旨及び目的は、今後の特別支援教育推進の重要な役割を果たす特別支援教育コーディネーター等の地域支援の進め方や課題を明らかにするとともに具体的支援方法を提供することにある。

3) 研究全体の概要

本研究では、各地で行われているコンサルテーションの実践を収集し、その内容を整理・分析することによって、①コンサルティが求めているものは何か、そしてそれに対してどのような手続きや内容でコンサルテーションが実施されているのか、②コンサルテーションを実施する上での留意点はどのようなことか、③コンサルタントとして求められる素養とは何か等を検討する。このことを通して、コンサルテーション実施の手法を明らかにする。また、コンサルテーションの実践内容等を検討することで、総合的な

アセスメントの開発の基本的データとなり、さらに収集したコンサルテーションの実践例は、データベースの基礎的資料として、今後の研究に活用する。

4) 研究の成果

本研究は、18年度1年間の計画で進められたものである。所内分担者会議を中心に研究を進め、2回の研究協議会を開催して、以下の2点について研究を推進した。

①コンサルテーションについて

コンサルテーションとは、どのような手続きや内容で実施されているのか、コンサルティはどのようなニーズをもっていることが多いのかについて、所内研究分担者会議および第1回研究協議会で協議した。第2回研究協議会では、各研究協力機関で行っているコンサルテーションの実施事例の発表をもとに、そこからコンサルテーションを実施する上での留意点について協議した。さらに、データベース構築のシステムを紹介し、提供実践事例をデータベースの基礎資料として活用することについての了解を得た。

②コンサルテーションに関するガイドの作成

研究協議会の協議を踏まえて、「学校コンサルテーションを進めるためのガイドブックーコンサルタント必携」および「学校コンサルテーション ケースブックー実践事例から学ぶ」の2冊を作成した。

本年度の研究成果として、以下のような成果が得られた。

- ・コンサルテーションの実施内容や方法は、教育センターによって様々であり、特別支援学校と連携して実施している機関、教育センターの事業をもとにはじめている機関、保護者からの相談からはじめている機関等があった。しかし、コンサルテーションの手法等を整理して提供している教育センターは少なかった。また、特別支援学校においても、特別支援教育のセンター的機能を果たす活動を行っているが、地域小・中学校等への関わり方について様々などまどいや課題があることが明らかになった。

- ・教育相談を進める上での課題としては、「連携（機関間・保護者）」「世の中の動き」「役割分担」等の問題があることが明らかになった。

- ・データベースのシステムを設計した。データベースとして求められている内容は、事例紹介の他に「相談の進め方」「教材教具支援方法」「アセスメント」「支援方法」「機関情報」等であることが分かった。

5) 今後の課題

本研究では、「学校コンサルテーションを進めるためのガイドブック―コンサルタンツ必携」および「学校コンサルテーション ケースブック―実践事例から学ぶ」を作成し、学校コンサルテーションについての現状把握や課題点等整理を行うことが出来た。これらの冊子を各教育センターや特別支援が校に配布し、今後、提案したモデル案をもとにした事例を蓄積していく必要がある。また、ケースブックに掲載されている実践事例や、今後蓄積する事例は、データベースの基礎的なデータとして活用する予定である。さらに、各教育センターから示された教育相談実施上の課題の解決に向けた研究を継続して実施する必要もある。

□ 調査研究：「乳幼児期からの一貫した軽度発達障害者支援体制の構築に関する研究」

1) 研究期間と研究体制

本研究は、平成17年度～平成18年度の2年間の研究期間で実施した。

18年度は、研究体制として、所内研究員6名で所内体制を作り、研究協力者として、菅井裕行（国立大学法人宮城教育大学、助教授）、滝坂信一（東京農業大学、教授）、有田祥子（赤穂市立赤穂幼稚園、園長）、伊藤英夫（広島国際大学、教授）、熊本葉一（一関市立山目小学校、教諭）の5名にお願いし、研究協力機関として、赤穂市児童デイサービス事業あしたば園と湖南省発達支援センターの2機関をお願いして研究体制を整えた。

2) 研究の趣旨及び目的

中央教育審議会の「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」（中間報告）や発達障害者支援法では、発達障害者への様々な支援が行われることがうたわれている。しかしながら、現状は、軽度発達障害児の実態や軽度発達障害やそのリスクのある乳幼児の発見・その後支援がシステムの確立しているとは言い難い。そこで本研究では、就学前期における軽度発達障害児の発見システムや支援システムがどのようになっているかの実態を調査することで、軽度発達障害者に対する一貫した支援体制、特に乳幼児期を中心とした支援体制を構築するための基礎資料を得ることを目的とする。

3) 研究全体の概要と期待する成果

本研究では、①発達障害者支援について先進的に取り組み、こうしたシステムを既に構築している市町村の実地調査、②人口規模別にいくつかの地方公共団体を選び、発見・支援システムの現状についてアンケート調査を実施する。

③上記①②を基に、乳幼児期を中心とした軽度発達障害者の支援体制の具体策を検討する。

期待する成果として、①各地域で実施されている軽度発達幼児についての発見システム・支援システムの現状が整理される。②乳幼児期を中心とした支援体制についての実態報告書がまとめられる。③こうした知見がプロジェクト研究に活用される。

4) 本年度の研究実施状況

昨年度実施した調査について、所内分担者を中心に集計と分析を実施した。その結果を基に研究協議会を開き、研究協力者と協議し、以下のことが分かった。

1. 乳幼児健康診査の分析から、1歳6か月児健診および3歳（3歳6か月）児健診の受診率の高さから、乳幼児健診事業を軽度発達障害のリスクのある幼児を発見・支援の場としていくことは、有効であるとわかったこと
2. 幼稚園・保育所調査から、担任保育士や担任教諭が気づく子どもの状態は、指示に従わない、集団行動ができない、人と係わることが苦手、動きが多く落ち着きがない、こだわりが強い、で、こうした状態像は、自閉症児や軽度発達障害児をスクリーニングする際に有効なチェック項目と考えられる

さらに、日本リハビリテーション連携科学学会にこの研究の一部を口頭発表した。そして研究協議会において協議した内容を加えながら、研究の最終報告として、「乳幼児期からの一貫した軽度発達障害者支援体制の構築に関する研究」の報告書をまとめた。

八 共同研究：「地域における障害のある子どもの総合的な教育的支援体制の構築に関する実際研究」

1) 研究機関と研究体制

横須賀市及び神奈川県立保健福祉大学との間で、契約（契約期間平成20年3月）を交わし、「地域における障害のある子どもの総合的な教育的支援体制の構築に関する実際研究」を平成16年度～平成19年度の3年間実施した。契約の関係上、平成19年度に合同の報告書を作成することとしている。

研究体制は、所内体制として、教育相談班と医療福祉班の計14名で構成している。また、研究協力者として小林隆司（吉備国際大学、助教授）1名をお願いした。

2) 研究の趣旨と目的

今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）では、障害のある子どもを支える教育、医療、福祉等関係機関の連携と協力による、生涯を見通した地域の総合的な教育支援体制を構築する必要があると明記している。関係機関の

連携の重要性についてはこれまでも繰り返し指摘されており、盲・聾・養護学校を中心とした実践例も報告されつつある。しかしながら、同報告で述べられている「障害保健福祉圏域と整合性を」とったネットワーク作りを行うためには市区町村レベルでの検討を行っていく必要がある。特に地方分権が進む中、全国で初めて中核市として児童相談所を設置する横須賀市役所、同市にある県立保健福祉大学と共同研究体制を構築し、中核市レベルでネットワーク作りに必要な連携方策を実証的に研究することは有意義であると考えられる。本研究でモデルにする横須賀市は、教育の面では、神奈川県から平成13年度より教育相談体系化事業の国のモデル地域に指定され、モデル事業終了後の平成16年度より教育相談支援チームを立ち上げ、就学前から卒業を見据えた教育相談の体系化に取り組んでいる。また、市として市立聾学校、市立養護学校を持つ数少ない市であり、特殊学級、通級指導教室の設置校を持っている。福祉等の面では、平成18年度より中核市として初めて市立の児童相談所を開設し、平成20年度には、障害のある子どもを含めた就学前の子ども全体を対象にした「(仮称) こどもセンター」の設立を予定している。横須賀市は、このように将来を見通した包括的な施策を策定し、先進的に取り組もうとしている点で特徴がある。本研究では、以下の4点を目的とする。

- ① 障害福祉計画、次世代育成行動計画、青少年育成計画、子どもセンター基本計画等の市全体計画策定段階から、市担当者と協働して、障害のある子どもやその保護者が受けてきた教育、保健、福祉サービスの検討を行う。市側からの要請により必要に応じて、ニーズ調査等の調査研究に協力する。
- ② ①をふまえ、各機関の役割を明らかにし、連携のあり方を検討する。
- ③ 教育、医療、福祉の新たなネットワーク（地域の総合的な教育支援体制）構築をめざし、関係専門職の研修計画策定に協力する。
- ④ これらから得られる支援体制の構築に関する知見を一般化して全国発信する。

研究の意義として、地方分権により、今後、教育行政の中核は、市区町村教育委員会へ移行することが予想され、当研究所の研究課題として、養護学校や特殊学級への支援的研究のみならず、地方教育行政の政策課題的研究にも目を向ける必要がある。また、行政側としても、その施策は、その効率的運用の視点から、組織横断的な政策連携が求められている。国策を、中核市レベルで実現するための実証的研究のノウハウを蓄積し、全国的の市区町村へ情報提供する意義は大きいと考える。

3) 本年度の研究実施計画と実施状況

- ① 障害のある子どもの実態把握のための方法論の確立
 - ・卒後の社会資源について調査する。
 - ・横須賀市と障害のある幼児児童生徒のケース検討会を行い、行政ベースでの障害のモニターシステムを開発する。
 - ・フォーカスグループインタビューの手法を用いて卒業障害者のニーズ調査を検討する
- ② 障害のある子ども及び保護者のニーズ把握の方法の開発
 - ・横須賀市と研究所との関連のある横須賀市の障害のある幼児児童生徒の教育相談のケース検討会などを行い、相談事業の支援のあり方を検討する。
- ③ 教育保健福祉専門職の研修方法の開発
 - ・連携ネットワークを支える専門職の研修支援のあり方を検討する。
 - ・横須賀市と連携し、幼保研修会を開催。前年度実施したアンケート結果をもとに研修会で使用するガイドブックを作成。
- ④ 全国の市区町村レベルでの総合的な教育支援体制の現状について文献研究と実地調査を行い、課題を明らかにする等、横須賀市、県立保健福祉大学と相談の上、研究分担を企画する。
 - ・必要に応じて行政施策等の情報交換会を行う。
- ⑤ 以上の研究成果をまとめて報告書を作成し、関係機関に配布を予定している。

本年度の研究実施状況として、①神奈川県立保健福祉大学社会福祉学科との月1回程度ディスカッションを行った。内容としては、『「自律」の復権－教育的かかわりと自律を育む共同体－』を話題に、教育目標における「自律」についてなど。②北海道教育大釧路校を訪問し、釧路地区の母子保健・療育等の連携について実態調査を行った。

③横須賀市教育委員会との連携では、横須賀市教育委員会相談支援チームへのオブザーバー参加を行った。移行連携システム課題検討協議会を実施し、幼稚園、保育所と小学校、小学校と中学校、全体を通しての移行連携について、所属長、実務者レベルで課題となっている点について出し、移行連携のあり方について協議した。また、研究所にて横須賀市教育委員会の指導主事が「横須賀市の相談支援チームと就学指導委員会、就学相談の現状」について報告し、参加者とのディスカッションを行った。④横須賀市子育て支援課との連携では、「気になる子ども」について横須賀市内全保育所・幼稚園勤務の全保育士・幼稚園教諭を対象としたアンケートを実施した。横須賀市の保育士、幼稚園教諭が日ごろ感じている課題の状況について整理した。⑤横須賀市子育て支援課との連携では、母子保健担当保健師

と共同で、乳幼児健診フォロー時から経過観察をしている事例の検討を行い、乳幼児期から保育所・幼稚園への移行の課題の検討を行った。

⑥所内研究会を実施し、特別支援教育においてこの「活動理論」の可能性を探ることを目的とした所内学習会を行った。外部講師を迎え、活動理論についての講演及び参加者とのディスカッションを実施した。

4) 本年度の研究成果

①移行連携システム課題検討協議会を実施し、検討協議会では、配慮を要する子どもが移行する際、指導等一貫した支援をするのに必要な連携の在り方や現在あるシステムを有機的に活用する方途を明らかにすることを目的とした。横須賀市内中学校、小学校、幼稚園、保育所の所属長及び実務者を研究協力者に、全4回の検討協議会を実施し、所属長、実務者レベルで課題となっている点を出し、移行連携のあり方について協議した。②所内研究会を実施し、理学療法、作業療法の視点から見た学校支援について、「Performanceの基礎となる体力づくり～アスリートにおいて～」、「Performanceの基礎となる体力づくり～特殊学級において～」、「作業療法からみた自立的活動（小中学校編）」の内容で講演を行い、参加者とディスカッションを行った。③特別支援教育について所内学習会を企画し、「活動理論」の可能性を探ることを目的としたディスカッションを行った。組織の活動は、組織間のネットワーク、コラボレーション、パートナーシップの構築といった形態へ向け急速に変化しており、それとともに、モダンのパラダイムからポストモダンのパラダイムへの転換が模索されていることについてディスカッションを行った。④神奈川県立保健福祉大学社会福祉学科との月1回程度のディスカッションでは、『「自律」の復権－教育的かかわりと自律を育む共同体－』を話題に教育目標における「自律」など

について整理をしている。

その他（他機関の研修・講習会での発表等）として、所内研修会（イブニングセミナー）の実施：「特別支援教育における活動理論からのアプローチの可能性」（平成19年3月8日）「理学療法、作業療法の視点から見た学校支援について」（平成19年3月20日）所内研修会の実施「横須賀市の相談支援チームと就学指導委員会、就学相談の現状について」（平成18年6月28日）を行った。

5) 今後の課題

①子ども育成部との連携でテキスト作りに取り組む際の事前調査として、幼稚園保育所職員に対するアンケートを実施し、関係職員の研修ニーズを把握するとともに、関係職員の「気になる子ども」への意識、その保護者への意識から間接的に見えてくる保護者ニーズ、地域のニーズを把握し、横須賀市と連携して行うテキスト作りを進めていく必要がある。また、幼保研修会を開催し、使用したテキストについて評価をする必要がある。

②横須賀市教育委員会による支援チームへのオブザーバー参加や移行連携システム課題検討協議会での内容検討を通して、所属長、実務者レベルで課題となっている点について明らかにし、関係者に対するニーズ把握とともに保護者、地域の潜在的なニーズの把握を行い、教育行政施策の進捗状況の質的な評価と課題の洗い出しに役立てられるよう整理していく必要がある。

③神奈川県立保健福祉大学との連携協力を通して、教育、医療、福祉の新たなネットワーク（地域の総合的な教育支援体制）構築をめざす際の課題点、現状の取り組みの状況について情報交換、研修会を実施する中で明確になってきたことを整理する必要がある。

（文責 後上鐵夫）

第30回 全国特殊教育センター協議会総会・研究協議会岩手大会 —教育相談分科会の内容を中心に—

I. はじめに

平成18年度の全国特殊教育センター協議会は、岩手県立総合教育センターを主管に「子ども主体の豊かな学校生活の実現をめざして」を研究主題に掲げて、平成18年10月26・27日に行われた。開会式に続く講話は、文部科学省特別支援教育課課長補佐（併）軽度発達障害支援専門官の古川聖登氏の「特別支援教育制度の本格実施と今後の展開」であった。総会では、本協議会の名称変更並びに規約及び申し合わせ事項の一部改正等の議事があった。

記念講演は、岩手県立中央病院救急医療部次長兼診療部小児・周産期センター長、前多治雄氏の「子ども主体の豊かな学校生活の実現をめざして—特別支援教育と医療—」であった。2日目は「教育相談」「研修」「調査・研究」「管理・運営」の4分科会に分かれて、それぞれのテーマで研究協議が行われた。本稿では、「教育相談」の分科会について報告する。

平成18年度の教育相談分科会の主題は「地域でのネットワークづくりと支援体制の在り方」であった。この主題を踏まえ、沖縄県立総合教育センター大城政之氏から「教育相談における地域ネットワークの在り方—離島における教育相談ネットワークの取り組み—」と、千葉市養護教育センター金澤義廣氏から「学校の体制整備に向けた支援の在り方」の発表があった。

II. 発表の概要

発表テーマ1：教育相談における地域ネットワークの在り方 —離島における教育相談ネットワークの取り組み—

沖縄県立総合教育センター 特殊教育課
指導主事 大城 政之

1 離島における特別支援教育の現状

沖縄県は、人口約136万人で、点在する160の島々（有人島40島）からなり、我が国唯一の亜熱帯地域として特有の自然環境や文化・歴史的遺産を有している。

離島地域では、専門医等の人的資源が乏しい上に、教育、福祉、保健・医療等の関係機関が連携した障害のある幼児児童生徒への支援体制の整備が不十分である。

2 巡回就学相談の現状

県立総合教育センター特殊教育課は、昭和56年から「障害児巡回就学相談事業」として、沖縄本島にとどまらず離島地区においても医師等の専門家を派遣して就学・教育相談を実施している。平成17年度は、県内全域14会場で実施し、200名余の相談に対応してきた。

予算の縮小に伴い、巡回就学・教育相談の開催場所が年々縮小されつつある現状では、各市町村教育委員会及び各自治体においても、独自の就学・教育相談を実施することが求められる。

今後、県立総合教育センター特殊教育課は、これまでの事業を見直しする中で、各自治体の要請に応じて指導主事を派遣する等、各自治体等とのネットワークの整備充実が重要となる。

3 離島地区の地域資源

離島地区における、障害のある幼児児童生徒への支援は、これまで市町村役所（福祉保健課等）、福祉保健所、県立病院、障害者施設、養護学校がそれぞれの機能に基づいて行われてきた。特に、福祉保健所の保健師は、地域の障害のある乳幼児の支援を継続して行い、医療機関や福祉行政への橋渡しを行っていた。しかし、関係機関の連携した就学後の養育・療育支援が、学校教育への支援内容等の引き継ぎが十分でなかった状況があった。

このような現状を鑑み、県福祉保健部は、平成15年度から「障害児（者）地域療育等支援事業」を立ち上げ、「障害児（者）地域療育等支援コーディネーター」（以下、「地域支援コーディネーター」という。）が、離島地区を含めて8カ所に配置された。地域支援コーディネーターは、地域生活を支援するコーディネーターの職務と在宅支援訪問療育、在宅支援外来療育、施設支援一般指導等を行い、福祉と教育機関等をつなぐパイプ役となり、その実績を通して各関係機関が連携を密にすることの重要性が認識されるようになった。

4 地域ネットワークの構築（宮古島地区の例）

地域の各関係機関が密に連携を図るためには、地域の各機関の提供するサービス（事業）を共通確認し、障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた支援が図られるように、関係者が話し合いの場を設け、支援の具体的な内容を検討することが必要である。また、このような関係機

関をつなぐ役目としては、教育機関（学校、市町村教委等）が積極的な関わりを持ちながら地域ネットワークを構築することが重要となる。

特に、限られた地域資源しかない離島にとっては、地域ネットワークを構築することが最重要課題でもあった。

沖縄本島から南西300kmに位置する人口約5万人の宮古島地区には、県立の知的障害養護学校1校が設置され、知的障害に加え、視覚障害や肢体不自由等の児童生徒も在籍しており、総合的な養護学校としての機能を果たしている。また、養護学校と特殊学級17学級（16校）が「宮古地区特別支援教育研究会」を発足させて、島内の特別支援教育担当者同士で情報交換を行い、連携を深めている。

宮古島地区では、障害のある幼児児童生徒を抱える保護者等は、診断に関しては、病院や福祉保健所を利用し、療育相談については、児童相談所や医療法人が行う巡回療育相談を利用し、就学、教育については、養護学校を利用していた。

しかし、その相談の窓口は一本化されておらず、各機関が実施する相談時期が同じ時期に行われ、保護者等は、どこで相談を受ければ良いのか混乱を招いていた。

平成15年度から、宮古養護学校を中心とする特別支援教育の推進と障害児（者）地域療育等支援事業や国立大学法人琉球大学のサポートが入るようになり、これまで、別々に実施されていた相談事業を一本化する機運が生まれてきた。

相談事業の一本化に向けては、医療・福祉・保健系を中心としたネットワークをまとめていた地域支援コーディネーターが保護者からの療育相談の窓口になり、関係機関をつなぐ調整役を担った。また、教育系を中心としたネットワークをまとめていた宮古養護学校は、教育委員会や市町村教育委員会と連携して、県立総合教育センターの巡回相談を保護者へつないでいった。この二つのネットワークを統合する形で新たなネットワークの構築が、平成17年度に一つの形を形成し、実施に至った。

この中で、特に小学校、中学校では、各校の特別支援教育コーディネーターが宮古養護学校のコーディネーターとのネットワークを構築し、特別支援教育の体制整備を進める形で、就学前と就学後の障害のある幼児児童生徒の支援を継続することができるようになった。

5（事例）地域ネットワークを活用した巡回相談

平成16年度まで、県立総合教育センター特殊教育課が実施してきた巡回教育相談は、教育センター嘱託医と就学相談員（14校の養護学校の教員に委嘱している）を中心に、単独で行われてきた。しかし、その開催時期が福祉、保健機関が行っている巡回療育相談と同時期に開催されていた

ために、保護者の混乱を招いていた。

この反省を受けて、平成17年度から、地域支援コーディネーターが市町村教育委員会と連携して、巡回教育相談と巡回療育相談を同会場で同時開催することとした。

理学療法士や作業療法士を中心とする療育相談コーナー、医師を中心とする医療相談コーナー、教育センター委嘱の養護学校教員や大学教員を中心とする教育相談コーナーを設けて相談活動を展開した。

保護者にとってはニーズに応じて相談窓口を選択し、必要なアドバイスを受けることができたということで、その評価は高かった。

このような相談活動を通して、各関係機関が地域ネットワークの有効性を確認し、ニーズに応じた支援体制のひな型を構築することができたと思われる。

平成17年度からスタートした宮古島地区における地域ネットワークを活かした相談活動は、特に、市町村教育委員会の役割と地域の関係機関との具体的なつながりを深めることができたが、ここに至るまでには、地域支援コーディネーターや琉球大学、宮古養護学校の積極的な介入によって、「点」であった各機関がつながりを持つことで一つの「線」を生むことになった。この「線」がいくつも重なることで多面的な支援体制が構築され、障害のある幼児児童生徒やその家族への具体的な生涯につながる「とぎれない支援」が展開されることになる。

6 今後の課題

地域ネットワークの構築は、宮古島地区の成果を見る限り、人的なネットワークの構築から始まっていた。すなわち、関係機関の担当者同士が直接顔を合わせ、話し合いの場を共有するところから始まり、次第に組織間ネットワークへと引き継がれていった。

障害のある児童生徒が学校に在籍している期間については、教育委員会や養護学校等を含めた各学校が中心となって、地域の関係機関とのパイプをつなぎ、活用していくことが地域ネットワーク構築の鍵になるものと考えられる。

沖縄県には、宮古島以外にもニーズのある離島は散在しており、離島地区における特別支援教育に係るネットワークづくりは、今後も続けられる大きなプロジェクトである。

平成17年度から、沖縄県広域特別支援連携協議会が設置され、各教育事務所ごとに地域特別支援連携協議会が同時に設置された。すべての教育事務所は、離島地区を管轄しており、散在する各離島地区にも広く支援の手が広がることをめざしているが、まだ、具体的な取り組みは進められていないのが現状である。

平成18年度から、沖縄県広域特別支援連携協議会内に、ワーキンググループとしての「検討部会」が設置され、離

島地区を含めた支援体制構築の具体的な施策の検討が進められている。特に、平成18年度からは、県が推進してきた地域療育等支援事業が各市町村に移管されることを受けて、これまでの地域支援コーディネーターの役割を市町村が実施することになり、各自治体にとっては、人材の確保や具体的な支援の取り組みが問われてくる。

社会情勢に応じて、支援体制の在り方も変容を余儀なくされることと思われるが、今後の特別支援教育の推進を含めて、障害のある幼児児童生徒の支援につながる地域ネットワークの構築のために、以下を課題としたい。

- (1) 障害のある幼児児童生徒とその家族が安心して生活できるためにも、地域における関係機関が必要に応じて適切な支援を受けられる体制を整備する。
- (2) 「個別の支援計画」が「途切れない支援計画」になるよう、福祉・保健機関から教育機関へ、教育機関から福祉・労働機関への引き継ぎを適切に行う。
- (3) 人的なネットワークから組織的なネットワークへ拡がるために、関係職員の人事異動に伴う連携機能の低下を防ぐ。
- (4) 広域特別支援連携協議会と地域特別支援連携協議会の機能の充実を図る。

7 おわりに

本報告では、本県の離島の一つである宮古島地区における地域ネットワークの状況をまとめた。平成19年度から、学校教育法の一部改正に伴い、特別支援教育が本格的に整備充実の時期を迎え、離島を抱える各自治体は、すべての障害のある幼児児童生徒が、平等に「途切れない支援」が受けられるよう、地域ネットワークの充実に向けて、具体的な取り組みが望まれている。

発表テーマ2：学校の体制整備に向けた支援の在り方

千葉県養護教育センター 主任指導主事
金澤 義廣

1 千葉市における特別支援教育の現状

(1) 特殊学級・養護学校の設置状況

①市内の公立学校数・児童生徒数（H18.5.1現在）

	市立小学校	市立中学校	市立養護学校	合計
学校数	120	56	2	178
児童生徒数	51,604	21,638	226	73,468

②特殊学級等の状況

○特殊学級の障害種

- ・知的障害、情緒障害、言語障害、難聴、病弱、虚弱

○通級指導教室の障害種

- ・言語障害、情緒障害

○特殊学級等の設置率

- ・小学校 32.5% ・中学校 25.0% ・全体 30.1%

(2) 通常の学級に在籍する軽度発達障害児童生徒の割合 市立全小・中学校を対象にした実態調査結果（平成15年度）

- ・小学校1.7% ・中学校1.0% ・全体1.5%人

- ・人的配置を要望する学校が71%→調査結果を指導員配置の予算要望に活用→16年度に8名の指導員確保→17年度16名に増員

(3) 千葉市の小・中学校における特別支援教育体制の状況（17年度・文部科学省調査）

- ・校内委員会の設置
- ・特別支援教育コーディネーターの校務への位置づけ
- ・個別の指導計画の作成
- ・巡回相談の活用

2 千葉市養護教育センターからの学校等への支援

(1) 学校への支援

- ・特別支援教育指導員配置事業（後述）
- ・学校訪問相談員派遣事業（学校からの要請や指導員配置校へ派遣しての指導助言）
- ・教員向け指導資料（国語編、算数編、ソーシャルスキル編Ⅰ・Ⅱ）、センターだよりの発刊
- ・特別支援教育推進に関する研修・公開講座等の実施（全20講座）
- ・特殊学級・通級指導教室への支援（新設特殊学級等への指導用備品配当、教室改修）

(2) 児童生徒・保護者への支援

- ・障害のある子どもの学校生活サポート事業（移動等を支援するためのボランティアの派遣）
- ・教育相談活動（来所相談、電話相談、医療相談、土曜教育相談）→必要に応じて学校訪問や療育センター・児童相談所等と連携
- ・軽度発達障害児を対象としたグループ活動（4グループ）及び宿泊学習（2泊3日）
- ・特殊機器の貸出（階段昇降機、拡大読書器、FM補聴器、体験学習用車椅子等）

3 学校の体制整備に向けた特別支援教育指導員配置事業

(1) 目的

通常の学級に在籍するADHD児等の内、学級での授業や活動が困難な状況にあり、緊急に対応が必要な学校に対して、一定期間（原則半年間）、特別支援教育指導員を配

置いて対象児童生徒の状況の改善及び校内支援体制整備を図る。

(2) 指導員の資格・勤務等

- ・小・中学校の教員免許を取得している者
- ・大学等で障害児教育又は教育心理の課程を履修している者
- ・週3日14時間勤務（非常勤職員）
- ・指導員の資質・指導力の向上を図るため、配置前研修及び月1回の研修を実施。
- ・対象児の学習面や対人関係等の社会性の育成をめざした支援を行う。

(3) 指導員配置対象児の状況

①校種・学年（前期・後期と継続して配置している場合は1名として集計）

校種	小学校							中学校				合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計	
16	2	4	2	4	2	1	15	1	0	0	1	16
17	8	6	5	3	4	2	28	0	2	0	2	30
18	3	10	5	3	6	0	27	0	1	0	1	28
合計	13	20	12	10	12	3	70	1	3	0	4	74

②障害の種類（医者の診断はないが、行動面等で疑いがあると思われる子を含む）

年度	ADHD	高機能自閉症	アスペルガー	広汎性発達障害	その他	合計
16	10	1	0	5	0	16
17	17	10	1	1	1	30
18	20	1	2	3	2	28
合計	47	12	3	9	3	74

(4) 指導員配置後の状況調査の実施

- ・指導員配置対象児童生徒の状況（実態調査シートでの把握を含む）
- ・校内委員会の活動状況
- ・個別の指導計画の作成状況
- ・他の支援を必要とする児童生徒への対応状況

(5) 指導員配置事業の成果と課題

①成果

- ・担任と指導員との連携した指導により対象児童生徒の状況が7割方改善
- ・校内委員会の開催・対象児童生徒の個別の指導計画の作成は100%実施
- ・担任の対象児童生徒への理解や適切な対応の定着、他の教職員の意識の向上

②課題

- ・行動面の改善後の学習支援
- ・校内委員会の在り方（個別の指導計画の作成・修正・評価や学級への支援計画の検討の場に）
- ・管理職を含めた教員の特別支援教育の推進に向けた意識の向上

Ⅲ. 協 議

上述した二つの発表を踏まえて、質疑と協議が行われた。

1 質疑と協議

沖縄県の発表に対して、連携する際の資料の内容や活用についての質問があり、決まった様式のファイルやシートのようなものは、作成していない旨の回答があった。しかし情報を共有するため、地域療育等支援コーディネーターが保護者からの情報を一つにまとめる取り組みをしているという発言があり、それは保護者が了解しているのか確認があった。また、地域療育等支援コーディネーターの人数について質問があり、沖縄県全体で8人、本島で6人という回答があった。

千葉市の発表に対して、指導相談員になるのは、どのような人かという質問があり、教員OBであること、指導員には4月に研修があること、月に1回レポートを持ち寄った報告会があること、その取り組みに対してセンターで指導助言を行っていること等の回答があった。指導員の学級への入り方について質問があり、それについては、学級みんなのために入ってもらう形でクラスに入りながら、その子を取りまく子どもたちも育てていくようにし、個別で対応が必要な場合には対応する、という回答があった。

協議では、個人情報の取り扱いの問題、巡回相談の実践、幼稚園・保育所とセンターとの連携等について、情報交換が行われた。

2 まとめ

1) 協議のまとめと研究所からの依頼

当研究所の小林が、分科会での協議を以下のようにまとめた。

島が点在している県、山が地域を分断している県等、様々な物理的状況が地域にはあるが、それぞれの地域の状況に合わせて、様々な機関と連携しながら教育相談を実施している。例えば、沖縄県のように地域の療育機関と教育機関が連携のとれている地域では、教育センターがどのような役割を果たしていくのかを検討していくことが必要であろう。また、発達障害のある子どもの保護者へ理解を促すためには、子育て支援という日常の場からスタートする支援

が大切であり、母子保健や保健師との連携も重要である。限られた時間と人と予算の中で工夫していることを出し合い、それぞれの地域に合わせて生かすように考えていくことがこの協議会の重要な意義だと考える。

また、当研究所教育相談部では、全国の特殊教育センターにおける教育相談活動の状況を把握し、連携を深め情報交換を進めていくことを目的として「全国特殊教育センターの教育相談関係調査」を実施しているので、調査への回答を依頼した。なお、この調査結果については、本年報の31ページに掲載した。

2) 事情聴取の結果から

以下に、事情聴取結果の傾向について報告する。

(1) 平成18年度事情聴取集録から

教育相談に関する事項について56機関からの事情聴取の結果を概観し、各地域の教育センターが実施している教育相談についてその傾向をまとめた。

1) 特別支援教育に関する教育相談の対象者

全56機関のうち、障害のある幼児・児童・生徒とその保護者を教育相談の対象としている機関が53機関、幼稚園・小学校・中学校・高等学校（以下、幼・小・中・高と略す）の教員を対象としている機関が53機関という結果であり、ほとんどの教育センターで、障害のある幼児・児童・生徒とその保護者及び幼・小・中・高の教員を対象としていた。相談対象者の年齢別内訳では、3歳未満児の教育相談は約7割の機関で行われていなかった。一方、高校生の教育相談は、巡回・要請相談は少ないが、来所相談や電話相談は6割から7割の機関で1～50件の相談を実施していた。また卒業後にも巡回・要請相談を実施している機関がみられる。

2) 早期の教育相談の実施について

連携機関として「医療機関」「療育センター」「児童相談所」「相談センター等」「発達障害者支援センター」を11機関が挙げている一方で、「保健・福祉・医療機関との連携」を実施上の課題としてあげている機関も12機関あり、早期の教育相談の実施状況が二分されてきている状況が伺われる。

3) 学校と連携した教育相談の実施の課題について

① 盲・聾・養護学校との連携

盲・聾・養護学校と連携した教育相談の実施について、昨年度は「教育相談担当者の養成や専門性の向上」(13機関)が多く機関の課題であった。しかし、今年度は、「情報収集及び共有の場の確保」(11機関)、「センター的機能との関連、連携」(10機関)が多く機関の課題となり、地

域のシステムの構築が課題となってきたことが推測される。

② 幼稚園・保育園との連携

幼稚園・保育園と連携した教育相談の実施では、「障害についての理解や対応」が、昨年度は、11機関で挙げられていたが、今年度は14機関から挙げられている。幼稚園・保育園への理解啓発には、引き続き、目が向けられていることが示されている。

③ 小・中学校との連携

小・中学校と連携した教育相談の実施では、「個人情報の保護」(8機関)、「教員、保護者への理解及び啓発」(8機関)を課題としている機関が多かった。昨年度の課題としてあげられていた「連携の在り方(相談機関,各学校)」(11機関)「学級での子どもの理解と対応」(10機関)に関しては、より具体的な内容として表現されており、小中学校とのかかわりが深まってきていることが予想される。

④ 高等学校との連携

高等学校と連携した教育相談の実施では、「特別支援教育についての理解・啓発」(27機関)をセンターの5割弱が課題としてあげている。

以上のようにセンターと学校との連携の課題は校種によって異なっており、さらにその課題が変わってきていることは、特別支援教育の振興の現れとして受けとめることができる。一方、幼稚園・保育所や高等学校との連携の課題は、特別支援教育の拡大を進めていく上での課題として受けとめることができる。

IV. おわりに

今回の分科会における沖縄県の発表は、教育委員会が行う巡回教育相談と福祉・保健機関が行う巡回療育相談を同時に同一会場で開催することにより、市町村教育委員会と地域の関係機関との具体的なつながりを深めることにつながった事例であった。離島という限られた資源の中では、各機関がそれぞれに活動することも重要だが、連携し、協力し合うことでそれぞれの機関の役割分担が明確になり、島の住民の生涯にわたる支援が展開される可能性がある。相談会の開催をきっかけにネットワークが構築された地域の実践発表であった。この実践は、離島に限らず、過疎の地域にも参考になる実践ではないかと考えられる。

一方、千葉市の発表は、小・中学校に特別支援教育指導員を配置することにより、小・中学校の校内支援体制の整備を推進した実践例であった。指導員を派遣するだけでなく、教職員を対象とした研修の実施や教育相談活動も行っている。その結果、校内委員会の開催や対象児童生徒の個

別の指導計画作成は100%行われ、小・中学校の教職員の特別支援教育に関する意識の向上が成果として現れている。指導員等が小・中学校に入り込むことによって、小・中学校の校内支援体制が構築されるとともに、子どもの見方や対応が多様になった実践発表であった。この実践からは、校内支援体制が機能するように小・中学校に積極的に働きかけていくことの重要性を示している。

特別支援教育という大きな流れの中で、教育相談活動は、大きな位置を占めてきていると考えられる。特に教育センターは、個別の相談を対象とするだけでなく、学校という組織を対象にコンサルテーションを実施することも必要

になってきている。また、特別支援学校や関係機関と連携しながら地域の相談活動を行うこともある。教育的ニーズのある子どもがより豊かに、そして生活しやすくするために、教育相談は重要な役割を果たしている。この教育相談活動をどの様に充実していくかのヒントは、実際に担当している者同士の情報交換の中から、見いだせる可能性も大きい。このような意味から、この全国特殊教育センター協議会は重要な役割を果たしている。本研究所の教育相談部も各地の教育センターとの連携を深め、この協議会を通して、情報の収集や提供について協働してすすめていきたいと考えている。

(文責：小林倫代)

「全国特殊教育センターの教育相談関係調査」結果の報告

1. 調査の目的

特別支援教育のナショナルセンターとしての本研究所の教育相談部の活動として、平成18年度から、地域の教育センターや盲・聾・養護学校等の教育相談担当者を支援しうる教育相談活動、研究や研修に資する活動としての教育相談、海外に在住する（予定している）障害がある児童生徒を養育している日本人や日本人学校等への教育相談活動を行うこととなった。

これらの活動を進めていくために、本研究所教育相談部では、全国の特殊教育センターにおける教育相談活動の状況を把握し、連携を深め情報交換を進めていくことを目的として、アンケート調査を実施した。

2. 方法

1) 調査対象

全国特殊教育センター協議会加盟機関56機関を対象とした。全国特殊教育センター協議会の名簿に記載されているメールアドレスに、アンケート用紙を添付して送付した。

2) 調査期間

平成18年10月13日～平成18年10月31日。

回収は、メール、FAX、郵送による返信のほか、10月

26日に開催された「全国特殊教育センター協議会岩手大会」の会場でも回収を行った。

3) 調査内容

本研究所の教育相談部の業務にかかわる情報の収集と、全国特殊教育センターにおける状況を把握するため、以下のような内容について調査した。

- ①教育相談を実施する上での苦慮していること
- ②本研究所の教育相談・相談機関支援に期待すること
- ③個人情報保護法との関係で配慮している点
- ④地元の障害児者に対する教育相談機関の情報について
- ⑤地域内の教育相談の体制やシステムについて
- ⑥国外在住邦人や日本人学校等からの教育相談の対応窓口等の内容について

3. 結果

42機関からの回答があり、回収率は75%であった。

1) 教育相談を実施する上での苦慮していること

「貴機関で教育相談を実施する上で苦慮している点はなんですか？」という設問に対して「人的・予算的な制約」「相談者に十分対応する時間が少ない」「各障害種別に対応した人員の確保」「教育相談に係る専門的な知識の修得」「相

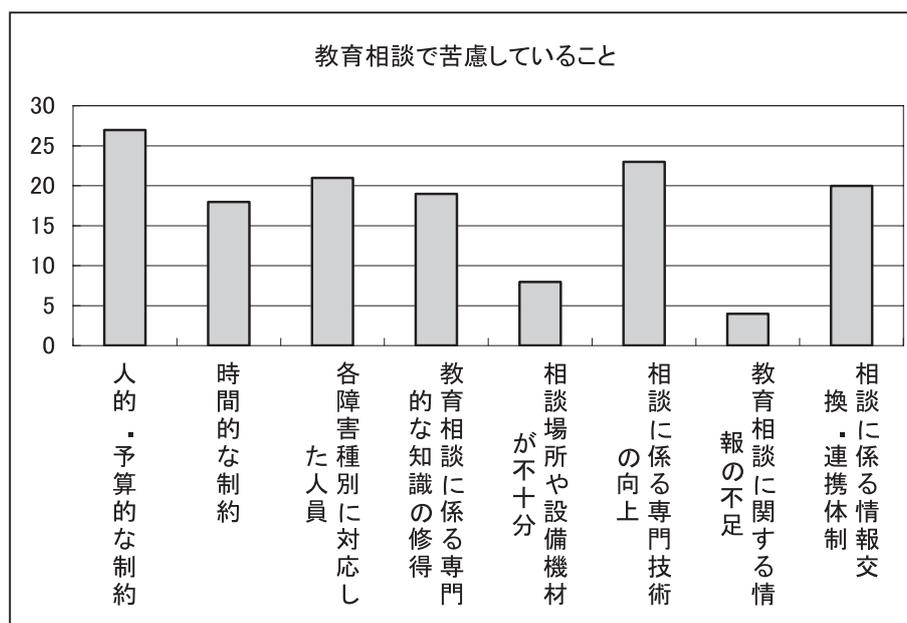


図1 教育相談を実施する上で苦慮していること

談場所や設備機材が不十分」「相談に係る専門技術の向上」「教育相談に関する情報の不足」「相談に係る情報交換・連携体制」「その他」の中からあてはまるもの全てについて選択を求めた。

結果は、図1に示すとおりである。教育相談を実施する上で最も苦慮していることは、「人的・予算的な制約」であり、42機関中27機関が選択していた。また、「相談に係る専門技術の向上」「各障害種別に対応した人員の確保」についても回答した機関の半数以上が選択していた。

2) 本研究所の教育相談・相談機関支援に期待すること

「研究所の教育相談・相談機関支援に期待することをお書きください」という設問に対して、37機関から回答があった。回答は、様々な内容があり、1機関で複数の内容を記載しているところもあった。これらの内容を整理してみると以下のようなことであった。

「相談事例の提供」を回答した機関が13機関あった。相談事例の内容としては、「特異な（対応困難な）事例」「軽度発達障害児特に高校や大学生の事例」「軽度発達障害児の中学校段階での進路指導」等の内容が記載されていた。

「専門的知識や技術等の研修」を回答した機関も13機関あった。「カウンセラーとしての技術を向上させることが難しいので、技術を向上させるための研修や情報を提供していただくとよい」「教育相談に係る専門的知識・技能等に関する情報発信」「相談に対応する者の技術向上のための研修」等の内容が記載されていた。

「教育相談に関する情報提供」を回答した機関は11機関であった。ここでまとめたものは「県外の相談機関の情報

交換及び照会」「教育相談に関する大切な情報をできる範囲で教えてほしい」「高い専門性、最新の研究動向をふまえた情報提供」等、全体的な情報提供を求めている。

「マニュアルやガイド等の作成」を回答した機関は8機関あった。「学校支援を進めていくに際し、各都道府県の相談機関における具体例等をふまえ、マニュアル的なものがあれば提示してほしい」「障害のある子どもの教育相談マニュアル」の続編（中・高等学校編 等）の発行等の内容が記載されていた。

「教育相談にかかわる体制・連携の情報」を回答した機関は6機関であった。「地域の教育相談体制づくりに関するモデル」「関係機関との連携が必要だとわかっているが、実際に福祉、医療、専門機関との具体的で実際的な連携の在り方について情報がほしい」等の記載があった。

「教育相談の進め方に関する情報」を回答した機関は5機関あった。「中学校、高等学校における発達障害児への理解と学校コンサルテーションの進め方について」「県や市町村相談機関への支援として、特に学校コンサルテーションのモデル案」等の記載があった。

「教育相談への助言・指導」を回答した機関は5機関あった。これは、当研究所に直接助言や指導を求めているものであり「対応の難しいケースについてスーパーバイズを頂きたい」「巡回支援、事例会議等への参加助言、指導」等であった。

3) 個人情報保護法との関係で配慮している点

「個人情報保護法との関係で配慮している点があれば、具体的にご記入ください」という設問に対して、39機関から回答があった。どの機関も、「保護者の了解・確認」「保

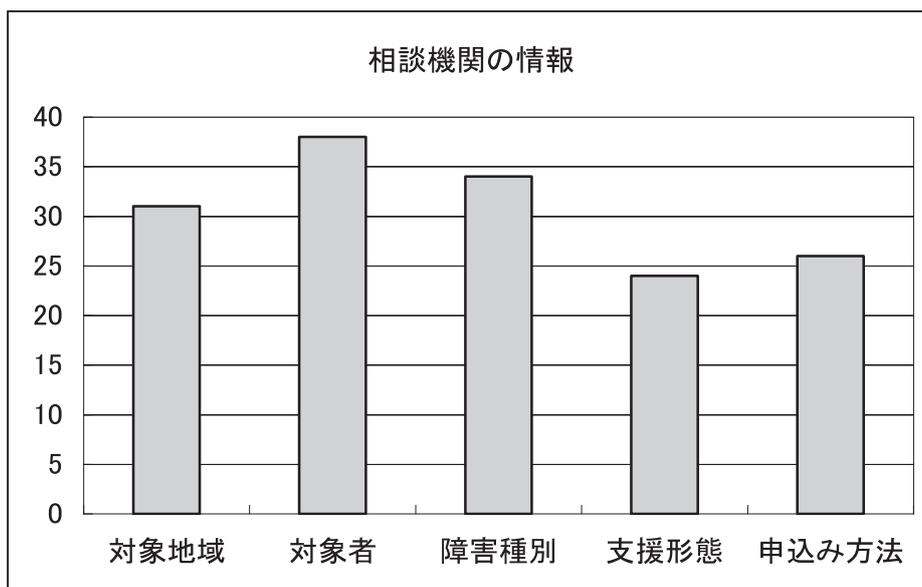


図2 把握している相談機関の情報

護者を通して情報のやりとりを行う」等の保護者を絡めて情報を扱うことが述べられていた。そのほかには、「相談記録の保管について制限を設けている」としている機関も多く、その制限は、「記録保管は1年」「記録保管は5年」「記録保管は相談終了時まで」「相談ファイル及び業務に関する諸記録は、専用PCへ（所員専用：パスワード有）」「相談記録（個人カルテ）の管理室を設置」「記録はしない」等であった。

また「教育相談業務に係る個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）」及び「教育相談業務に係る個人情報保護に関する規定」を制定している」とした機関もあった。

4) 地元の障害児者に対する教育相談機関の情報について

「地域内の障害児者に対応できる相談機関の情報をお持ちですか」という設問に対して、41機関が「もっている」という回答であった。

相談機関情報をもっていると回答した機関に対して、相談機関のどのような情報をもっているのかを「対象地域」「対象者」「障害種別」「支援形態」「申込み方法」に分けて尋ねた結果を図2に示した。「対象者」「障害種別」の内容については回答した約8割の機関が把握していた。

これらの情報をWeb上に掲載している機関は11機関であり、直接リンクを張っても良いと回答した機関は9機関であった。

また、今後、相談機関の情報を収集する予定のある機関は5機関であった。

5) 地域内の教育相談の体制やシステムについて

39機関から回答があった。その内容は表1に示した通りである。教育事務所や福祉圏域を単位にシステムやネットワークを構築している地域が多く見られる。そのシステムに養護学校等のセンター的機能を組み合わせているもの、国の推進事業をベースにしながら展開しているものなど、地域の状況に合わせた体制やシステムの構築を試みている。

6) 国外在住邦人や日本人学校等からの教育相談の対応窓口について

これについては、40機関から回答があった。

4. まとめ

本調査の結果から、次のようなことが理解できる。

全国特殊教育センター協議会に所属している機関では、教育相談を実施する上で一番苦慮していることは、「人的・予算的な制約」である。人的な課題と予算的な課題は深く関係していることである。「相談場所や設備機材が不十分」という回答が少なかったことを考えると、「人的・予算的な制約」の回答内容は、人件費の課題と考えられる。人的な課題としては、「各障害種別に対応した人員の確保」の問題や「教育相談に係る専門的な知識」「相談に係る専門技術」に関することが挙げられていた。つまり、相談には、様々な障害種の子どもたちが訪れるが、その全ての障害種を網羅できるだけの人的な配置（人件費の確保）が無いこと、そして障害に関する専門的知識だけでなく、教育相談に関する知識や技術にも不安があることが教育相談を実施している人が苦慮している点と考えられる。

この回答をさらに反映していると考えられるものが、「本研究の教育相談・相談機関支援に期待すること」である。この回答は、「相談事例の提供」「専門的知識や技術等の研修」「教育相談に関する情報提供」「マニュアルやガイド等の作成」「教育相談にかかわる体制・連携の情報」「教育相談の進め方に関する情報」「教育相談への助言・指導」と整理したが、大きくは、「情報の提供」と「研修実施の要望」と「現場での指導」という内容である。

教育相談に関する知識や技術、教育相談事例の実際、教育相談の進め方等を求めており、さらにこれらについて研修の場を求めている。本研究では、平成15年度を最後に「教育相談講習会」を発展的に解消した。しかし、調査結果からは、教育相談に関する知識や技術、教育相談事例の実際、教育相談の進め方等の研修が求められていることが明らかになった。これらの内容については、本研究教育相談部でマニュアル等を出版しているが、十分ではないのかも知れない。

多くの機関が、地元の障害児者に対する教育相談機関の情報を持っていたが、それらの情報をWeb上に掲載している機関は少なく、本研究と直接リンクをはっても良いと回答した機関はわずかであった。この情報社会の中では、相互の信頼関係の中で情報の提供を行っていくことが重要である。特殊教育センター協議会というネットの中で、教育相談機関情報が提供しあえる環境が整えられたら素晴らしいことと考える。

本稿では、今回の調査結果からまとめたが、全国特殊教育センター協議会に所属している機関の平成17年度の全国的な教育相談活動の状況は、岩手県総合教育センターが実施した全国特殊教育センター協議会における事情聴取から把握することが出来る。（文責 小林倫代）

表1 地域内の教育相談の体制やシステム

北海道立特殊教育センター	<ul style="list-style-type: none"> ・14教育局管内における特別支援連携協議会の設置 ・盲・聾・養護学校のセンター的機能の充実及びネットワーク化 ・特殊教育センターと盲・聾・養護学校との連携相談（教育相談パートナー事業）
青森県総合学校教育センター	青森県障害のある子どものための総合支援連絡協議会を開催し、県全体における教育、福祉、保健・医療等の関係機関等の関係機関が一体となった相談支援体制の整備を続けている。
宮城県特殊教育センター	・県内20校の盲・聾・養護学校が各地域のセンターとして、保育所、幼稚園、小学校等への教育相談の体制を整えている。
秋田県総合教育センター	・相談について解決していくための関係機関の連携システムの構築
山形県教育センター	山形県総合療育訓練センター、山形県発達障害者支援センター、山形県中央児童相談所、盲・聾・養護学校の教育相談窓口、当センター教育相談部等を紹介したり、紹介されたりしての相談があります。*当センター教育相談部とは、情報交換も行っています。
福島県養護教育センター	<ul style="list-style-type: none"> ・県外の7つの教育事務所に相談の窓口を置き、県教委と連携している。 ・巡回相談については、県内に4つの支援チームを置き、全県を支援している（支援チームと県教委の連携）。 ・県内盲・聾・養護学校の教育相談部と養護教育センターの教育相談部が連携している（養護教育センターと県教委との連携）。
茨城県教育研修センター	<ul style="list-style-type: none"> ・盲・聾・養護学校の小・中学校への相談体制が整備され、地域での相談が積極的に進められている。 ・専門家会議や巡回相談等、教育相談の機会が増えてきている。
栃木県総合教育センター	特別支援教育推進事業、盲・聾・養護学校センター化推進事業の実施により県内の相談支援体制の仕組作りをすすめている。
群馬県総合教育センター	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育サポート事業で県内の保育所・幼稚園、小・中・高、中等教育学校を専門相談員がサポートしている。 ・県立盲・聾・養護学校の地域支援事業でセンター的機能による地域へのサポートをしている。
埼玉県立総合教育センター	盲ろう養護学校の相談機能が徐々にではあるが整備されてきたので、当センターがコーディネートし、より活性化するよう働きかけ、支援している。
千葉県総合教育センター	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの相談は、来所、出張、電話、メール等の相談と、年間10回程度の各地域での巡回相談を行っている。 ・盲・聾・養護学校は地域のセンターとして、学区内もしくは障害種によっては全県の教育相談活動を実施している。 ・相談者のニーズに応じた情報提供、情報収集
東京都教育相談センター	東京都においては、東京都教育相談センターが、都全体の広域の教育相談機関としての役割を担っている。都の教育相談センターでは、主に高校生の相談を実施している他、区市町村教育相談機関に対する実態調査や、助言、支援などを行っている。
神奈川県立総合教育センター	神奈川県では、国が進めている特別支援教育コーディネーターが担う役割の範囲をいじめ・不登校等まで広めて、教育相談コーディネーターとして養成している。各学校の教育相談コーディネーターや盲・ろう・養護学校の地域支援担当者が地域内における教育相談体制の中心的な役割を果たし、より専門的な相談機関との連携を進めている。
新潟県立教育センター	新潟県では、上越、中越、下越の3つの地域の教育事務所を単位として、各市町村や特別支援学校から専門相談員を委嘱し、LD等をはじめ障害のある児童生徒の相談支援にあたっている。
富山県総合教育センター	富山県総合教育センター、地域センター校としての特殊教育諸学校、障害児のための教育相談員の配置、地域特別支援連携協議会における地区相談会、教育事務所、児童相談所、発達障害支援センターなどで、個々に相談に応じており、相談者は多くのところから相談機関等を選択できる。これらの機関では、場合によっては連絡を取り合うこともある。
石川県教育センター	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談（巡回教育相談、巡回就学相談） ・訪問相談（専門相談員派遣、巡回相談員派遣、早期からの訪問相談）
福井県特殊教育センター	県内を福祉圏域の5地区（ブロック）に分けて、専門家チーム会を設置し、当センターの業務、事業体制も、この5地区に対応させて、地区別に対応しながら地域支援体制の構築を図っている。
山梨県総合教育センター	<p>支援地域内における連携体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5支援地域の設定と地区特別支援連携協議会の設置 ・支援地域内のリソースの活用 ・連携について <p>地区特別支援連絡協議会－養護学校－教育事務所、地教委等の教育行政及び教育関係機関－関係諸機関（医療・保健・福祉・労働等）</p>
長野県総合教育センター	長野県教育委員会「相談情報」に相談窓口の一覧を掲載している。
岐阜県教育委員会特別支援教育課（総合教育センター）	岐阜県総合教育センター内にて、面接相談、電話相談を実施。平成18年度に不登校やいじめ等の相談ダイヤルに加え、発達相談専門の相談ダイヤルを新設し、県内の発達に遅れやつまずきのある子どもの保護者や療育や教育にあたっている人々の相談を受けている。
静岡県総合教育センター	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談体系化推進事業では、「相談手帳」を試作し、養護学校や、モデル地域で試験的に使用してもらった。 ・上記事業の運営委員が県の広域支援連携協議会のメンバーに移行し、その中で、今後の在り方について検討中である。

滋賀県総合教育センター	就学前は県立2ヶ所、市町等での療育、発達相談および盲・聾・養護学校での教育相談で、就学に向けては県、市による巡回就学相談および、盲・聾・養護学校の教育相談で、就学後は、上記教育相談に加え、市によっては発達支援センター等が対応している。県全体について就学前から高校生までの主として学習障害等教育相談に県総合教育センターが、就学後も含めた発達障害児者には発達障害者支援センターが対応している。就労後の障害者については生活支援センターが対応している。以上、本県においてはシステム整備が進んでおり、さらに、発達障害者の就労および、就労後の支援システムの充実が求められている。
大阪府教育センター	府内を7ブロックに分け、各ブロックにおいて盲・聾・養護学校の推進校を中心として、地域支援を行っているところである。 今年度より、各市町村41名、盲・聾・養護学校24名のリーディングスタッフを指名し、週6時間のあと補充を行い、地域支援の充実を図っているところである。
兵庫県立障害児教育センター	特別支援教育にかかわって ①センターでの電話及び来所相談（LD、ADHD等の相談に関しては、平成16年度より「ひょうご学習障害相談室」を設置して対応） ②県下15ヶ所での巡回教育相談 ③県内を3ブロックに分け、医療・心理・教育からなる専門家チームを設置し、依頼に応じて、派遣する 以上を「継続した支援」となるように配慮して推進している。
奈良県立教育研究所	校内（コーディネーターを含む）での相談を一次、市町村教育委員会での相談を二次、研究所での相談を三次相談と位置づけて連携して行っている
和歌山県教育センター学びの丘	各盲・ろう・養護学校が、それぞれの地域で「地域特別支援教育等研究協議会」を設置し、教育相談のネットワークを築いている。
鳥取県教育センター	県の福祉部局が主体となって、県内の3圏域（東部・中部・西部）における相談支援体制整備を行っており、この中に教育機関（学校も含む）も各期の構成員として位置づけられている。 また県中部にある倉吉市で「発達障害支援体制整備事業モデル事業（平成17～19年度）」として、早期発見、早期療育から教育につなげる体制の整備と、生涯を通じた継続した相談・支援体制の整備、関係機関等地域のネットワークづくり、体制の整備を実施している。保護者・保健・医療・教育・就労関係者、地域住民等が連動した取り組みを行っている。
岡山県教育センター	・県内を4つの地域に分け（中核市を除く）、養護学校を拠点校として相談支援体制を構築している。 ・県教育センターでは、保護者や担任等のニーズに応じて、親子並行面談を実施している。
広島県立教育センター	県立施設においては、教育センターでの教育相談のほか、県内盲・聾・養護学校のうち5校に専任の教育相談主任を配置し、地域のセンター的機能の充実を目指している。市町では、教育、福祉、医療等の機関が一体となった連携組織をつくり、乳幼児期から学校卒業までの一貫した相談支援体制の整備を進めている。
山口県教育研修所	相談のニーズに応じて相談機関を紹介できるよう外部機関で連携を図っているが、システムの構築にまで至っていない。
香川県教育センター	「県相談業務支援ネットワーク情報交換会」が県警本部で行われており、相談者のニーズに応じた相談機関の理解を深めている。
愛媛県総合教育センター	・教育相談体系化事業の後、松山市において、幼児通園施設や教育委員会、盲・聾・養護学校、教育センター、児童相談所等が毎月1回情報交換を行う連絡会を実施している。
福岡県教育センター	県内6教育事務所ごとの教育相談ネットワークが構築されている。その中に各地域にある盲・聾・養護学校も参加している。（福岡市と北九州市は別組織。しかし、北九州市内にある県立盲学校と聾学校は北九州市立の学校及び医療・福祉機関との相談ネットワークに参加している。
長崎県教育センター	・教育相談課で「特別支援教育班」といじめ、不登校、生徒指導を取り扱う「相談班」が連携して難しい事例にも対応できるような体制をとっている。 ・「総括コーディネーター」を地域ごとに指名し、特別支援教育コーディネーターの統括にあたるようにしている。
大分県教育センター	教育事務所ごとにブロック分けし、該当地区の養護学校が相談に対応するよう、相談支援体制を構築している
沖縄県立総合教育センター	・県内特殊教育諸学校にセンターが就学相談員を委嘱し、センターと各学校間の教育相談支援体制を構築している。 ・各障害者団体の情報を把握してはいるが、教育相談体制やシステムの構築には至っていない。
川崎市総合教育センター 特別支援教育センター	特別支援学校の地域支援について地区割りを行いそれぞれに相談窓口を設けるようにしている。
横浜市養護教育総合センター	就学前の相談は、市内の6つのブロックごとに地域療育センターやリハビリテーションセンターが中心に行い、障害のある子の就学相談や学齢期の相談は当センターが中心に行う。学齢期のそれ以外の相談全般は、教育総合センターにて、相談をしながら、必要に応じて各相談機関へつなげる。また、小中学校に定期的に学校カウンセラーやスクールカウンセラーを派遣し、ここでも必要に応じて相談機関を紹介する。

教育相談運営 スタッフ一覧

平成19年度 教育相談部職員

教育相談部長	後 上 鐵 夫	主任研究員	大 崎 博 史
上席総括研究員	渥 美 義 賢	心理療法士	伊 藤 由 美
上席総括研究員	西 牧 謙 吾	心理療法士	植木田 潤
総括研究員	小 林 倫 代	脳波測定員	亀 野 節 子
主任研究員	大 柴 文 枝		
主任研究員	小 澤 至 賢		

平成18年度 教育相談運営スタッフ (50音順)

渥 美 義 賢 (教育支援研究部)	伊 藤 由 美 (教育相談部)
岩 川 史 子 (教育相談部)*	植木田 潤 (教育相談部)*
大 柴 文 枝 (教育相談部)	大 崎 博 史 (教育相談部、5月1日から)
小 澤 至 賢 (教育相談部)* (チーフ)	小 田 侯 朗 (教育支援研究部)*
海 津 亜希子 (企画部)*	亀 野 節 子 (教育相談部)
後 上 鐵 夫 (教育相談部)*	小 林 倫 代 (教育相談部)
徳 永 亜希雄 (教育研修情報部、9月30日まで)*	
西 牧 謙 吾 (教育支援研究部)	福 本 道 代 (非常勤看護師)
藤 井 茂 樹 (教育支援研究部)	渡 邊 章 (教育研修情報部、10月1日から)

(*年報ワーキンググループ)

<系>の責任者・調整担当者

<系>の総括・調整 大 柴 文 枝

「感覚障害系」	千 田 耕 基 (責任者)	小 田 侯 朗 (調整担当者)
	亀 野 節 子 (部担当者)	小 林 倫 代 (部担当者)
「肢体・病弱系」	笹 本 健 (責任者)	徳 永 亜希雄 (調整担当者)
	植木田 潤 (部担当者)	大 崎 博 史 (部担当者)
「発達障害系」	渥 美 義 賢 (責任者)	海 津 亜希子 (調整担当者)
	藤 井 茂 樹 (調整担当者)	伊 藤 由 美 (部担当者)
	小 澤 至 賢 (部担当者)	

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 教育相談部

所在地：〒239-8585 神奈川県横須賀市野比5-1-1

教育相談申込専用電話：046-839-6885

教育相談用FAX：046-839-6906

